

章	No	たたき台 ページ	素案 ページ	御意見の内容	御意見を踏まえた対応の概要
表紙	1	表紙	3	「計画名称の女性等」とはなにを指しているのか。等は困難女性のなかにDV女性被害者が含まれ、等には、男性被害者が含まれているということか。わかりやすく書いてほしい。	意味としてはご指摘のとおりです。計画冒頭にコラムとして、本計画の対象者となる「当事者」の説明を追記しました。
第2章	2	4	5	男女プラン（第5次）に記載した「DV被害者の支援」だけではなく、「問題を抱えた女性等の支援」を重点的に実施する計画でもあることを記載すること。（また、今回の計画の策定に合わせて男女プランがDVプランを引用している部分を削除し、本計画について言及すること）	ご指摘を踏まえ、追記しました。 なお、本計画策定に伴う、男女プランへの位置付けにつきましては、2023年度の男女プラン年次報告書において、本計画を位置づけるといった記載を検討します。
	3	4	6	ジェンダー平等の注釈について、この記載は適さない。文脈中では、表現と言うこともあるが、ジェンダーは「表現」ではない。また、ジェンダー平等についても「男女共同参画と比べ」と記載されているがこの比較は適さない。	注釈ではなくコラムとして詳しく記載することにしました。なお、ジェンダー平等の説明ぶりは、かながわ男女共同参画プラン（第5次）における「ジェンダー」の用語説明から引用し、出典を明記します。
	4	4	3、6	ジェンダー平等は、他の目標と位置付けが違うので、それを忘れずに記載してほしい。	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の記載ぶりに合わせ、性別による不平等や不均衡は、そのような状況にある個人の責任ではなく、社会的な構造に起因するものであることを追記しました。また、第1章にも記載しました。
第3章	5	6	8	「困難を抱える女性に係る実態調査」の調査の目的、内容、規模等について説明を追加してほしい。今後も定期的に（少なくとも計画を見直す5年に1度）調査を実施してほしい。	ご指摘を踏まえ、追記しました。 なお、次期改定時などの節目において実態を把握するための調査の実施について検討してまいります。
	6	40	89-98	DV以外のP40～41はデータがない。P102の施策の方向16に「調査研究」とあることから、今後、実態把握のための調査を実施してほしい。	DV以外の分野についてのデータを追加しました。 なお、各分野別の実態把握のための調査の実施については計画には盛り込めませんが、各分野別の計画を策定する際や国においても現状を把握するための調査等を実施しているため、積極的に情報収集していきます。
	7	42	—	県内の女性相談員の人数が書かれているが、評価しづらい。相談支援センターの人員とリンクするの で、全部で何人いるかというより、同日、同時間帯に何人体制で支援をするか等、人員が充実した という記載ぶりにしてほしい。	当該項目は、県職員を含めた県内すべての市町村の女性相談員の数をお示したものです。支援人員体制のご 指摘については、各自治体の人員配置、採用に関する事項になること、人員体制を公表することで女性相談員 の安全な業務実施に影響がある可能性があることから、ご指摘の記載をすることは困難です。
	8	42	—	相談件数について、直接なのか経由だったのかという分け方をしてほしい。直接相談にきた場合受け けないという自治体があるようだ。どこが責任をもってケースを扱うのかという点が明確になる。	相談件数について、相談者が直来型か経由型かデータ上で判断できかねるため、本計画上でお示しすることは 困難です。
第4章	9	68	44	基本理念の順番を入れ替えて、Ⅲ→Ⅱ→Ⅰ又はⅢ→Ⅰ→Ⅱとする。	ご意見を踏まえ修正しました。
	10	68	44	基本理念の1の説明文にある「多様な支援」は「最適な支援」とする。前回の審議会での意見、計画 素案のP71等に「最適な」という表現がある。 （「多様化したニーズに応じて、多様な支援を実施すること」というよりは、「当事者の意思を尊重 しながら、最適な支援を実施する」と記載したらよいのではないか。）	御意見を踏まえ、「多様化したニーズに応じて、多様な支援を実施すること」を「当事者の意思を尊重して、 多様化したニーズに応じた支援を実施すること」に修正しました。
	11	68	3	対象者について、この計画ではこれまで支援につながりにくかった方を包摂していく。施策全体とし て、包括的にできていなかったところに手を伸ばしていくという説明ぶりにしてほしい。DVに限 らず統一的な支援が示せるのではないか。そうすることで、シェルターとは別の居場所事業などのバ リエーションなどの説得になる。	これまでつながりにくかった方を支援していくことは、第1章に記載しました。
	12	70	47	それぞれの場面でどういった社会資源とつながるかという絵があるとよいのではないか。	ご指摘を踏まえ、支援の流れに他支援策との関係を追記しました。
	13	70	47	実際には一時保護になる件数は少なく、相談での伴走支援が非常に注力している。図では矢印になっ ているが、地域でのソーシャルワークをどう強化していくのかがポイント。	ご指摘を踏まえ、支援の流れに他支援策との関係を追記しました。
	14	71	48	市町村の役割：「市町村基本計画及び女性相談支援員の配置に努めます。」をトップに移す。	ご指摘を踏まえ修正しました。
	15	72	49	「人事の確保」→「人材の確保」とする。	ご指摘を踏まえ修正しました。
	16	73	50	オ 県警察の2行目：「検挙が困難な場合」→「検挙に至らない場合」とする。	警察と調整の上、全体的な書きぶりを修正しました。
	17	74	51	民間団体との位置づけについて、「対等」と書いてあってもよくわからないので、民間のスキルの使 い型とか、お互いの役割分担責任のありかた、DV被害者の責務は公の責務としているので、民間と の関わり方を明確にしてほしい。	民間団体との関わりについては、P51に「民間団体との協働にあたり、県と市町村は、当該団体がそれまで の活動の中で築いてきたネットワークや支援手法等、最大限活用できるよう支援体制の構築を検討するよう努 めます」と記載しています。また、同じページに行政との連携関係について、「行政機関による広範な分野の 多様な支援施策と、民間団体による柔軟できめ細かい支援、それぞれの強みを生かした協働した支援を実 施」することを記載しています。
	18	76	56-57	施策の体系・具体的な取り組み：小柱まで含めて、タイトルに女性相談支援員、一時保護所、女性自 立支援施設の3つの重要機関の名称が出てこないが入れてはどうか。（配偶者暴力相談支援セン ター、児童相談所は出てくるので）	ご指摘を踏まえ、修正しました。
19	81	75	加害者対応については、現行の記載と同じとなっているが、もう少し力強い取り組みが必要ではない か。	DV加害者プログラムを実施する民間団体への支援を追加しました。	

章	No	たたき台 ページ	素案 ページ	御意見の内容	御意見を踏まえた対応の概要
	20	81	—	DVは男性被害者も対象。つまり、女性加害者がいるということ。DVをしてしまうことを悩む女性への相談窓口は記載しないのか。	県のDV相談窓口では、DVをしてしまうことを悩む女性の相談も受け付けています。
	21	81	—	DV被害者支援は、加害者との関係抜きでは扱えない。加害者の処分ではない、支援のあり方を考えていくべき。DV防止法自体が被害者を逃げることを前提とした前提の前提の手続きとなっているが、女性には多様なニーズがある。刑事法の施策と福祉の視点を勘案して計画を作ってもらいたい	具体的な施策については、本計画に記載できませんが、多様なニーズに対応した施策については、引き続き検討してまいります。
	22	82	—	早期把握について、医療機関相手に対して、どうアプローチするか、警察との連携の具体化してほしい。	施策の手法となるため、計画には記載できませんが、御意見の趣旨は参考にさせていただきます。
	23	82	—	「(1) 民間団体等と連携した早期の把握」に説明文がない。	当該項目の事業内容については、現在調整中のため、今後、記載してまいります。
	24	83	—	「(2) 緊急時の居場所の提供」に説明文がない。	当該項目の事業内容については、現在調整中のため、今後、記載してまいります。
	25	83	63	気軽に立ち寄れる居場所の提供という点では、各自治体が行っているのでは、連携するという記載が足りないのではないか。	ご指摘を踏まえ、追記しました。
	26	85	66	1～2行目と5～6行目は重複している。	ご指摘を踏まえ修正しました。
	27	86	68	重点目標3では、外国人、障がい者、高齢者、性的少数者は出てくるが、「少女・若年女性」が出てこない。	ご指摘を踏まえ修正しました。
	28	86	68、71、77	重点目標3について、(3) マイノリティの配慮について、ここに入れるべきか、別の場所に小柱を立ててほしい。	ご指摘を踏まえ、修正しました。(相談、一時保護、自立支援それぞれの項目に当該項目を記載しました)
	29	90	—	(1) 専門機関との連携は、タイトルの記述内容が不一致である。	全体構成を見直し、本項目は削除しました。
	30	91	72	(1) イの4行目の「犯罪被害者等」とあるのは、なぜ犯罪被害者に限定をするのか。「当事者」としたほうがよいのではないか。	ご指摘を踏まえ修正しました。
	31	92	74	(3) アの3行目：「一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し」とあるが、この個所は一時保護の後の自立支援の段階をあつかっているのに、なぜ、一時保護施設内か？一時保護施設の滞在中に自立支援が始まるのか？	一時保護と自立支援は切り離せず、時間軸的にも連続したものであることから、一時保護中に実施する自立支援も「自立支援」の項目に再掲していることがあります。
	32	93	—	「(1) 医学的又は心理的支援」の最後の2行に書かれている緊急避妊費用等は相談又は一時保護の段階の対策ではないか。この箇所は自立支援の段階を扱っている。	一時保護と自立支援は切り離せず、時間軸的にも連続したものであることから、一時保護中に実施する自立支援も「自立支援」の項目に記載していることがあります。
	33	94	67	P94の3～6行で被害直後の避難場所についての記述があるが、これも同様に、自立支援の段階ではなく、一時保護の段階の対策ではないか。	ご指摘を踏まえ修正しました。
	34	97	58	施策の方向12の4行目：市町村基本計画の制定や配偶者暴力相談支援センターと並んで、女性相談支援員の設置についても書き込んでいただきたい。	ご指摘を踏まえ修正しました。
	35	97	53	(2) アの最後の2行にある国への要望の背景にある問題意識は何か？ また、これをP102の施策の方向16の(1)イの国への要望に書かないのはなぜか。	全体構成を見直し、「施策の方向」としては本項目は削除しました。 なお、本件要望における問題意識は、民間委託シェルターに対する一時保護委託料は実績払いであるため、委託者がいない期間の施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にあることです。このため、一時保護委託料の増額とともに、継続した財政支援の強化を図ることを要望しています。
第5章	36	103	80	3の支援調整会議：資料1にあるように、会議が3層になることがわかるように書いてほしい。	ご指摘を踏まえ、修正しました。
	37	103	—	支援機関のモニタリング(十分に機能を果たしているか)を調整会議をどう行っていくか。それぞれがどう役割を果たしていくか、盛り込んでもらいたい。	支援調整会議の効果的、効率的な設置・運用の具体的な在り方については、計画策定後も、引き続き検討してまいります。
全体 その他	38	—	—	相談記録の統一化し統計を取りやすくすべき。ケースを開けてからいつ閉じるのかというケースの扱い方を議論してほしい。	相談記録の統一化については計画には盛り込めませんが、統計の在り方については、女性支援法施行に伴い、国がどのような事項把握するのかを含めて検討してまいります。
	39	—	—	複合的な課題に対しては、ワンストップの相談機能が必要ではないか。そして、各機関につながる仕組みをいかにして作るか。そのためには、相談支援センターの充実ではないか	複合的な課題を抱える方に対して、一つの相談窓口から個別の相談窓口につなげる仕組みが必要だと考えています。具体的な施策について検討してまいります。
	40	—	—	支援者への支援をどのように行うか、県として担う役割ではないか。研修会や講習会、ノウハウの提供など。	ご指摘のとおり、支援者への支援は重要だと考えており、広域自治体として研修等を実施してまいります。「施策の方向2、(1) 支援者の育成と資質向上」に記載しています。
	41	—	—	相談員の職権、常勤、非常勤、待遇面についても書き込んでほしい。	女性相談員の待遇や雇用形態については人事事項となるため、本計画には記載することが困難です。
	42	—	—	相談支援員の増員という形では書けないと思うが、相談体制が不十分なので、強化する必要があるという点を工夫して書き込んでほしい	引き続き、相談しやすい体制づくりについて、記載していきます。
	43	—	—	神奈川県ならではの特性があれば、計画に記載してほしい。	県内在住の困難な問題を抱える女性への調査結果を受けて、計画を策定していきます。
	44	—	—	一時保護中の学習保証について、盛り込んでもらいたい。	施策の方向6(1)オ 同伴児童への支援及び施策の方向7(4)子どもへの支援として、学習機会の確保や、一時保護後における就学支援制度の適切な運用等を記載しています。